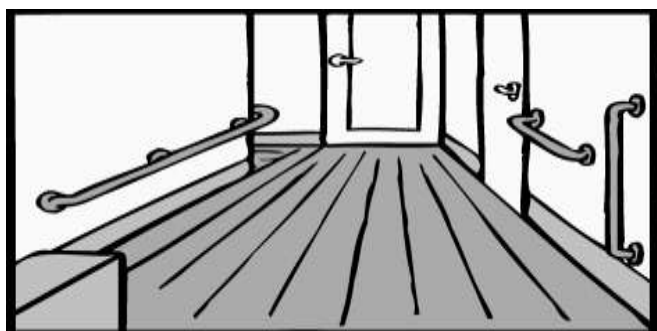


# 住宅改修費の支給

現在お住まいの住居の段差を解消したり、廊下や階段に手すりをつけたり、転倒を防いだり、自立しやすい環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、限度額内(20万円)でその費用(限度額内の9割分)が支給されます。

## 改修の対象となる種目

- ・廊下や階段、浴室やトイレの手すりの取り付け
- ・段差の解消のための改修
- ・滑りの防止、移動の円滑化等のための床材の変更
- ・引き戸等への扉の取替え
- ・洋式便器等への便器の取替え
- ・その他 これらの各工事に付帯して必要な工事



## ＜サービスの利用者負担額の目安＞

- 利用限度額・・・20万円(同じ方に対して原則1回限り)／1割自己負担
- 住宅改修費の支給は原則1回限りですが、引越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合は、再度支給を受けることができます。
- このサービスは、償還払い(いったん全額を自費で事業者を支払い、後から保険給付分が戻る方式)となりますが、小山市は「給付券方式」も採用しています。詳しくは71ページを参照してください。
- 「事前申請」が必要になります。詳しい手続きに関しては担当ケアマネジャーまたは高齢生きがい課にご確認ください。

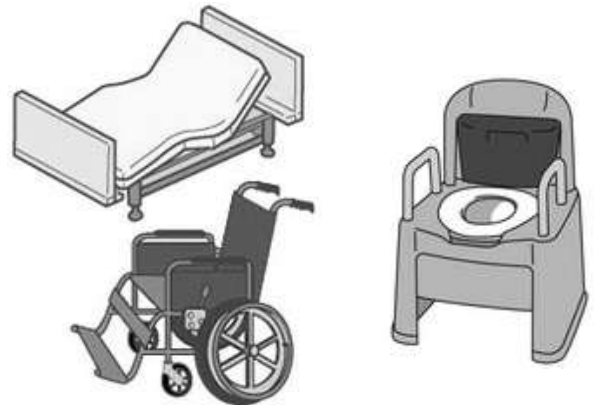
# 福祉用具貸与・購入費の支給

## 貸与の対象となる種目

- ・ 車いす(一定の付属品も対象)
- ・ 特殊寝台(一定の付属品も対象)
- ・ 認知症老人徘徊感知機器
- ・ 歩行器
- ・ 床ずれ防止用具
- ・ 体位変換器
- ・ 手すり
- ・ スロープ
- ・ 歩行補助杖
- ・ 移動用リフト(吊り具を除く)
- ・ 自動排泄処理装置

## 購入の対象となる種目

- ・ 腰掛便座
- ・ 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・ 入浴補助用具
- ・ 簡易浴槽
- ・ 移動用リフトの吊り具



## ＜サービスの利用者負担額の目安＞

### 福祉用具貸与...

1ヶ月ごとの利用限度額の範囲内で実際にかかった費用の1割が自己負担となります。

### 福祉用具購入費の支給...

年間10万円を限度として支給(限度額内で1割自己負担)

福祉用具の購入費の支給は、償還払いのサービスですが、小山市では「給付券方式」も採用しています。詳しくは71ページを参照してください。

福祉用具の購入については、指定業者からの購入となります。指定業者以外から購入した場合は介護給付が受けられません。詳しくは担当ケアマネジャーまたは高齢生きがい課までお問い合わせください。

※ 各用具の種類や単価については、事業者ごとに異なりますので、サービス提供事業者または居宅介護支援事業者(ケアマネジャー)などにお問い合わせください。

# 給付券方式について

## (福祉用具購入費・住宅改修費の支給が対象)

### 【給付券方式】とは・・・

- 利用限度額内での福祉用具購入費用または住宅改修費用の9割相当の給付券を小山市から被保険者(利用者)に発行します。
- 被保険者(利用者)は、用具の購入時または改修完了時に費用の1割と給付券を事業者に支払います。
- 事業者は、給付券を添えて小山市に保険給付分(費用の9割相当)を請求し、支払を受ける方法です。

#### 給付券方式の場合の例

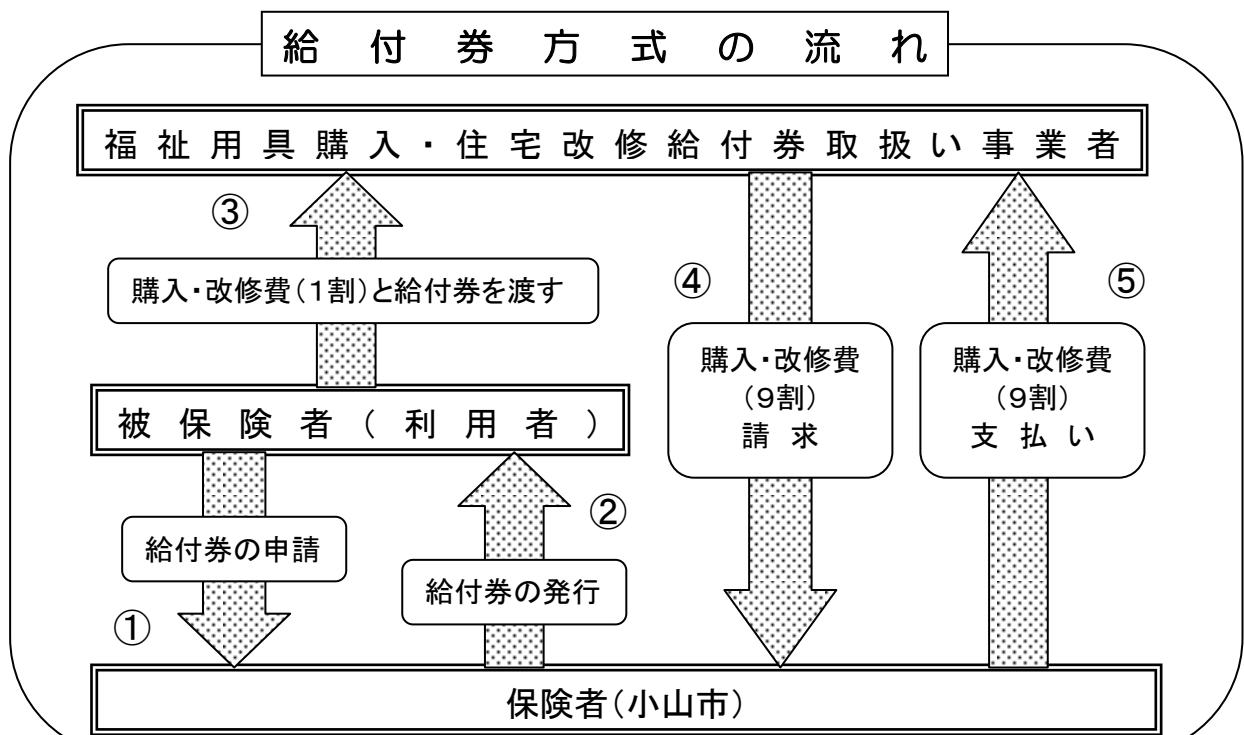
腰掛便座単価 75,000 円を購入した場合、販売店に 7,500 円(費用の1割分)と「給付券」を支払います。購入時の自己負担は 7,500 円で済むこととなります。

#### 償還払いの例

腰掛便座単価 75,000 円を購入した場合、販売店に一旦全額の 75,000 円を支払います。小山市から保険給付分 67,500 円(9割分)が支払われるのは購入時から概ね3ヵ月後となります。

#### ※ 償還払いとは

- 被保険者(利用者)は、福祉用具購入または住宅改修にかかった費用の全額を事業者に支払います。
- 被保険者(利用者)は、用具の購入後または改修完了後、小山市に用具購入の場合は「領収書」と「申請書」等を、住宅改修の場合は「領収書」と「工事後の写真」及び「工事承認書」を提出し、保険給付分(限度額内の9割分)戻してもらう方法です。



※ 給付券取扱い業者については、担当のケアマネジャーもしくは小山市高齢生きがい課にご確認ください。